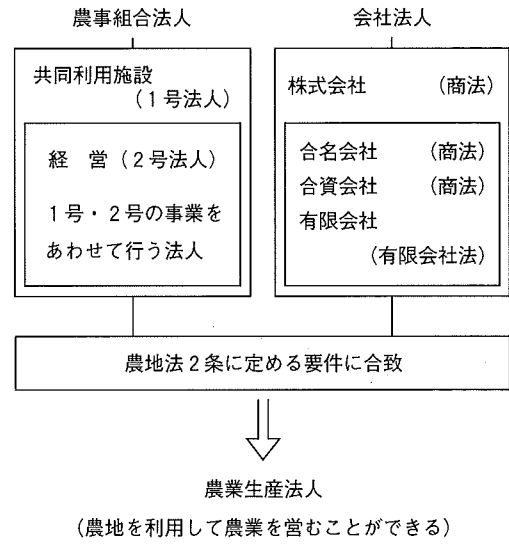


農業法人とは どのようなものか

全国農業会議所農地組織部
柚木 茂夫

農業法人の種類



ざす動きがここ数年とくに顕著になって
います。

ここでは、農業経営の法人化を考
える場合の基礎となる「農業法人とは何か」
について、とりわけ昨年の農地法改正で
事業要件、構成員要件が緩和された農業
生産法人を中心にみていきたいと思います。

農業法人のタイプと特徴

まず、「農業法人」という言葉ですが、
これは「農業を行う法人」のことを呼ぶ
一般的な通称であり、法律・制度上の用
語ではありません。

農業経営の法人化は、昭和三十七年の農
業生産法人と農事組合法人の制度発足以
来、すでに三十余年を経過しましたが、
今日再び関心を呼び、農政上も熱い期待
が寄せられています。

農業を行う法人は、稲作や畑作、酪農
のように農地や採草放牧地を利用するも
のと、養鶏・養豚や施設園芸のように農
地を利用しないでもできるもの、また、
会社法人と組合法人、さらに、個別経営
を法人化した一戸一法人、少数の専業的
農業者による数戸一法人(協業経営法人)、
兼業農家も含めた地域・地縁的な協業組
織法人など、設立の動機や経営方針など

によって千差万別です。

組合法人と会社法人

しかし、制度のうえからは農業法人は
大きく二つに分けられます。一つは、組
合の形態をとる農事組合法人です。もう
一つは、会社の形態をとる会社法人です。
また、これらの法人のなかで、農地法
二条の規定を満たすものを農業生産法人
と呼び、農業を営むために農地等にかか
わる諸権利を取得することができます。

(1) 農事組合法人

農事組合法人は、昭和三十七年の農協法
改正により制度的位置づけがされたもの
で、農協法の中で法人格が認められてい
ます。農業生産面での協業の推進により、
組合員の共同の利益を増進することが大
きな目的です。

事業のうえからは、①法人自らが農業
経営を行うもの(二号法人)と、②機
械・施設の共同利用や共同作業のみを行
うもの(一号法人)、③一号、二号を併
せ行うもの、と三つのタイプがあります。

このうち、農業経営を行う法人(二号
法人及び一・二号法人)は、それ自体が
経営活動を行う点で農家と同じ経営体で
あり、農業協同組合の組合員になること
ができます。一号法人の場合は、農業者
の共同利用組織として農業協同組合に準
じた性格を持っています。

(2) 会社法人

一方、会社形態をとる法人は、農業に
おいても一般の株式会社、有限会社、合
資会社、合名会社の四つの形態があり、
営利事業一般を行うことができます。制

度については、一般企業の法人制度を利
用したものであり、これらの制度を規定
しているのは、有限会社に関しては有限
会社法、その他は商法で規定されていま
す。

農地の権利取得可能な 農業生産法人

次に、農業法人の制度で重要なのが、
昭和三十七年の農地法改正によって創設さ
れた「農業生産法人」の制度です。農業
生産法人は農地法のうえで規定された呼
び名で、「農地や採草放牧地を持って農
業経営を行うことのできる法人」のこと
です。

養鶏・養豚や施設園芸のように農地が
なくても生産ができるものは別として、
農地を必要とする農業を行う法人は、農
事組合法人であれ、会社法人であれ農業
生産法人という農地法上の要件(農地法
第二条七項)を満たす必要があります。

農業生産法人の要件

農地法に規定された農業生産法人の要
件は、まず、法人の企業形態が農事組
法人、有限会社、合名会社、合資会社の
四種類であること。

したがって、会社形態の中で、株式会
社は農業生産法人になることはできませ
ん。

これは、株式会社が資本の結合体とし
ての性格が強く、農業者の人的結合を主
体とした農業生産法人の制度には不適当
といえるからです。実際問題としても、
株式の譲渡性や株主総会の性格等から、
構成員や役員について農地法に定める要
件への適合を確保することは、事実上困

難です。

「新政策」においても、株式会社一般に農地取得を認め、農業経営を行わせることは適当でないとの見解を示しています。

次に、事業要件、構成員要件、経営者責任要件の三要件を備えていることです。この三要件については、平成五年の農地法の一部改正により、事業要件と構成員要件が緩和されました。

(1) 事業要件

農業生産法人の事業の範囲については、従来、農業（これとあわせ行う林業）及びこれに付帯する事業に限られていました。しかし、年間を通じた安定的な雇用、生産物の付加価値の向上といった観点から、農業と関連を持ち、農業生産の安定発展に役立つような事業として、例えば農畜産物を原材料とした製造・加工・農畜産物の貯蔵・運搬といったものを「その法人の行う農業に関連する事業」として位置づけ、事業範囲の拡大が行われました。

① 農畜産物を原料または材料として使用する製造または加工

ミカンを生産する農業生産法人が、その法人で生産したミカンに加え、他の生産者等から購入したミカンを原料として、ミカンジュースの製造を行うような場合など。

② 農畜産物の貯蔵・運搬または販売

ミカンを生産する農業生産法人が、その法人で生産したミカンに加え、他の生産者等が生産したミカンの貯蔵・運搬または販売などを行うような場合など。

③ 農業生産に必要な資材の製造

肉用牛の一貫経営を行う農業生産法人が、その法人の肉用牛の飼育に使用する飼料に加え、他の畜産農家へ販売するための飼料の製造を行う場合など。

④ 農作業の受託

稲作経営を行う農業生産法人が、その法人の水稲の刈り取り作業に加え、他の農家等の水稲の刈り取り作業の受託を行う場合など。

(2) 構成員要件

農業生産法人の構成員については、従来、法人に農地等の権利を提供した個人（農地の提供者とは、法人に農地を出資したり、売り渡して所有権を移転した者、または、法人に農地を貸し付けるなど、いわゆる使用収益権を設定したり移転した者のことです）または、法人の事業に常時従事する者（労働の提供者は、農地法でいう「常時従事者」のことで、原則的には法人の事業に年間一五〇日以上従事する人）に限られていましたが、財務基盤の強化等を図る観点から、法人の農業経営の安定発展に寄与すると考えられる者として、

① 農業生産法人出資育成事業により、現物出資を行った農地保有合理化法人

② 農業協同組合・農業協同組合連合会

③ その農業生産法人の事業に係る物資の供給、もしくは役務の提供を受ける者、またはその法人の事業の円滑化に寄与する者で、政令で定める者

が、新たに構成員に加えられよう範囲が拡大されました。

そのなかで、③の構成員としては、具体的には、

(ア) その農業生産法人と産地直送契約

を締結している個人、あるいは農業生産法人に農作業の委託契約をしている個人です（この場合、産地直送契約は農業生産法人の生産した農畜産物を毎年一定量、一定期間（五年間）以上供給する内容でなければなりません）。

(イ) その農業生産法人の事業にかかわる特許の供与、新商品または新技術の開発及び提供等の契約を締結している者であって、五年以上その契約等が継続することが条件となります（「新商品」とは、その商品が社会通念上、または通常の農業生産において新しいと認められる生産物が生産資材などのことである。「新技術」も農業生産等において、いまだ実用化されておらず、かつ、その農業生産法人の経営発展に寄与する技術のことである）。

(3) 経営責任者要件

農事組合法人の理事、有限会社の取締役（合資会社・合名会社は業務執行権を有する社員）は、その法人の常時従事者が構成員の過半数を占めなければなりません。この場合の常時従事者は「法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められる者に限る」とされています。

この規定は、法人の経営に対する支配権を農業者に確保させておくためのものです。他の法人からの出向者、あるいは役員を兼務する者が経営責任者になる場合は、この常時従事かどうかの判断が難しい場合があるので注意する必要があります。

要件を欠くと国が農地買収

農業生産法人の要件は、継続要件とさ

れており、一つでも要件を欠いた場合は一定の猶予期間において是正のための措置を講じさせ、それでも要件を回復しない場合は、国がその経営農地を買収することになります。

① まず、農業委員会が法人が所有する農地、または貸し付けられている農地について、買収すべき農地として公示する。

② 公示された法人は、三カ月以内に再び農業生産法人になるための要件を備えるよう努力し、その要件をすべて回復すれば公示は取り消され、買収は免除される。

③ 三カ月以内に要件の回復ができないと、その後三カ月以内に、買収対象となる農地を譲渡するとともに、借り入れ農地を所有者に返還しなければならない。

④ その期間を過ぎても譲渡、返還がなされない場合、その農地は国が買収することになる。

(注)

農業生産法人の要件は、昭和三七年度の制度発足時は、事業要件、構成員要件、借入地面積要件、議決権要件、労働力要件、利益配当要件の六つの要件が必要だったが、四五年の農地法改正で現在の三要件となり、さらに五五年の改正時に経営者責任要件が一部緩和され、後継者等の参加を容易にした。

そして、平成五年に大幅改正が行われ、事業要件と構成員要件が緩和された。また、平成元年には農用地利用増進法の一部改正による緩和措置（農業生産法人の構成員がその法人に利用権の設定等を行うために、利用権の設定等を受けることができるようにした）もなされている。